

令和 7 年度危険物取扱者保安講習業務委託の受託者となる者を次のとおり公募する。

令和 7 年 4 月 23 日

岩手県復興防災部消防安全課

1 公募の目的

岩手県（以下「県」という。）では、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 13 条の 23 で規定する「令和 7 年度危険物取扱者保安講習」（以下「講習」という。）の実施に当たり、事業の委託先となる者を公募する。

2 公募に付する事項

- （１）業 務 名 称 令和 7 年度危険物取扱者保安講習業務
- （２）開 催 地 県内 9 会場以上（公募説明書のとおり）
- （３）実 施 回 数 全 9 回以上（オンライン講習を含み、おおむね（２）の開催地毎に各 1 回）とする。
- （４）講 習 実 施 期 間 令和 7 年 9 月から 11 月まで
- （５）受講申請見込者数 2,450 名
- （６）業 務 内 容 等 公募説明書のとおり

3 応募資格

次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- （１） 県内に事務所を有する団体（機関）であること。
- （２） 法人としての登記がなされていること。
- （３） 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。（なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）
- （４） 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- （５） 事業所の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与するものが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは同条第 6 号に規定する暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- （６） 県からの受託業務に関し、指名停止等の措置を受けていないこと。
- （７） 法人県民税及び法人事業税等の滞納がないこと。
- （８） 法人の目的及び掲げられている事業項目が、講習の事務に関連のある業務を含んでいること。
- （９） 講習の事務を行う財政的基盤を有していること。そのためには、事業に伴う収支の見込みが明確であり、組織としての継続性が確認できること。
- （10） 法人に一定数の職員（少なくとも 2 名以上）が在籍し、そのうち、講習事務又はこれに関

連する事務の経験を有する者が1名以上在籍すること。

- (11) 講習の事務の実施方法に関する業務方法書が整備されていること。
- (12) 講師の選任及び解任の要件が定められていること。
- (13) 講習科目ごとの講師が確保されていること。なお、講習科目のうち、「危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施細目」(昭和62年11月24日消防庁告示第4号)で規定する講習科目「危険物の火災予防に関する事項」の講師については、講習会開催地の現役消防職員を必ず招聘するものであること。
- (14) 講習の実施を受講者に周知する有効な方法を有していること。特に令和3年度受講対象者や受講期限を経過した未受講者に対して広く周知を図ることができる手段を有していること。
- (15) 講習で使用するテキストその他の教材が作成されていること、又は必要な改訂を行う体制が確保されていること、若しくは必要部数を円滑に調達することが可能であること。
- (16) 講習の事務の公平を損なうおそれのある業務を行っていないこと。
- (17) 法人が刑に処せられていないこと。(その執行が終わり、又は受けなくなつて2年以上経過したものを除く) また、法人の役員についても同様とする。

4 公募説明書の配布期間及び配布場所

令和7年4月23日(水)から同年5月9日(金)まで
岩手県公式ホームページに掲載する。

5 参加申請

- (1) 申請期間 令和7年4月23日(水)午前8時30分から同年5月9日(金)午後5時まで
- (2) 提出書類 公募参加申請書(別紙) 1部
- (3) 提出場所 住所: 岩手県盛岡市内丸10-1 岩手県復興防災部消防安全課消防保安担当
郵送の場合は、令和7年5月9日(金)必着とする。
なお、ファクシミリでの提出は認めないこと。

6 契約予定人の決定

県は、応募者の応募資格の有無について審査し、応募要件満足者が2者以上いる場合にあっては、当該応募要件満足者を指名の上競争入札に移行する。

応募要件満足者が1者の場合にあっては、当該応募要件満足者との随意契約手続に移行する。

なお、応募資格の審査にあたり、県は応募者に対し関係書類等の提出を求める場合があるため、その際は直ちに当該書類等を県に提出すること。

7 その他

- (1) 虚偽の申請を行った者の申請は無効とすること。
- (2) 提出された書類の差替えは認めないこと。
- (3) 提出された書類は返却しないものであること。

【担 当】

岩手県復興防災部消防安全課(消防保安担当: 川井 雅博)
〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1
TEL: 019(629)5557〔直通〕 FAX: 019(629)5174